

平成29年第2回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第2号	石川県核燃料税条例について……………	3
議案第3号	石川県税条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第4号	半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について……………	15
議案第5号	損害賠償額の決定について……………	17
議案第6号	請負契約の締結について（金沢外環状道路 海側幹線Ⅳ期 地方道改築工事（浅野川橋梁 山側A1-P5上部工））……………	19
議案第7号	委託契約の締結について（一般県道向栗崎安江町線乙丸跨線橋橋りょう補修工事）……………	21
議案第8号	損害賠償額の決定について……………	23
議案第9号	損害賠償額の決定について……………	25
議案第10号	請負契約の締結について（寺井警察署庁舎建設工事（建築））……………	27
報告第1号	平成28年度石川県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について……………	29
報告第2号	石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について……………	35
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	51
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	53
報告第5号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	55
報告第6号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	57
報告第7号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	59
報告第8号	平成28年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	61
報告第9号	平成28年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について……………	73
報告第10号	平成28年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	75
報告第11号	平成28年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	77
報告第12号	平成28年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について……………	79

議案第一号

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十九年六月十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

石川県職員退職手当条例（昭和二十九年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の一項を加える。

36 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、

同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者
ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは

める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要
業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者
な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの
を除く。）とする。」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三
項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の石川県職員退職手当条例（以下この項及び次項において「新条例」と
いう。）第十条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十六項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した石川県職員退職手当条例第二条に規定
する職員をいう。次項において同じ。）であつて石川県職員退職手当条例第十条第一項第二号に
規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の
規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその
者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終
わつた日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の
規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（以下この項において「改正
後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十
八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第十一
項（第五号に係る部分に限り、石川県職員退職手当条例第十条第十五項において準用する場合を
含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後で
ある場合について適用する。

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定を整備する必要がある。これが、
この条例案を提出する理由である。

議案第二号

石川県核燃料税条例について

石川県核燃料税条例を次のように制定する。

平成二十九年六月十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県核燃料税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定により、核燃料税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。
- 二 核燃料 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 核燃料税は、次の各号に掲げる発電用原子炉を設置して行う行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によつて、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- 一 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
 - 二 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額
- 2 前項第一号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。
- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第四十三条の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認（以下「原子力規制委員会の確認」とい

う。)を受けた日

一 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十六第二項に規定する定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日

三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税期間)

第五条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

一 四月一日から六月三十日まで

二 七月一日から九月三十日まで

三 十月一日から十二月三十一日まで

四 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一 前項各号に掲げる期間の中途において原子炉等規制法第四十三条の三の二十三第一項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合(第三号に掲げる場合を除く。) 廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで

二 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 原子力規制委員会の確認を受けた日から当該原子力規制委員会の確認を受けた日の属する課税期間の末日まで

三 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受け、かつ、廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 原子力規制委員会の確認を受けた日から廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

(課税標準)

第六条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。

第九条第一項において同じ。)の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

3 第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号の熱出力(原子炉等規制法第四十三

条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を受けた熱出力)とする。

- 4 課税期間が三月に満たない場合における第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(税率)

第七条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、三万四千九百円とする。

(徴収の方法)

第八条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第九条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月(第四条第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月)を経過する日の属する月の末日(第六条第二項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと知事が認める場合には、知事が指定する日)までに、価額割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

- 2 核燃料税の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して二月以内に、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

- 3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、当該税額及びこれに併せて納付すべき延滞金額を納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第十条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知を受けた場合には、更正により増加した税額又は決定による税額及びこれらに併せて納付すべき延滞金額を当該更正又は決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

第十一条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十八条第六項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第二百七十九条第五項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、これらの金額を当該決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

(課税地等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に関する石川県税条例の適用については、同条例第三条第一号中「固定資産税」とあるのは、「^{「固定資産税}固定資産税[」]とあるのは^{「固定資産税}固定資産税[」]と、同条例第十条第二項第二号中「、事業所」とあるのは「、事業所（核燃料税の徴収金にあつては、発電用原子炉の所在地）」とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、地方税法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の規定は、発電用原子炉の設置者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う第四条第一項各号に掲げる行為（同項第一号に掲げる行為にあつては、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後に行う発電用原子炉への挿入を除く。）について適用する。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

3 施行日の属する課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

(この条例の失効)

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、発電用原子炉の設置者がこの条例の失効の日（以下「失効日」という。）前に行つた第四条第一項各号に掲げる行為に対して課した、又は課すべきであつた核燃料税については、この条例の規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

5 失効日前の最後の課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。

(調整規定等)

6 施行日が原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号。以下「改正法」という。）の施行の日前である場合には、改正法の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第二項第一号</p>	<p>第四十三条の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認（以下「原子力規制委員会の確認」という。）を受けた</p>	<p>第四十三条の三の十一第一項の規定により原子力規制委員会が行う検査（以下「使用前検査」という。）に合格した</p>
------------------	--	---

第四条第二項第二号	第四十三條の三の十六第二項に規定する	第四十三條の三の十五の規定により原子力規制委員会が行う
	定期事業者検査	施設定期検査
第五条第二項第二号	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した
第五条第二項第三号	原子力規制委員会の確認を受け、	使用前検査に合格し、
	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した

7 改正法附則第七条第一項の規定の適用を受ける発電用原子炉（最初の核燃料の装荷が行われていないものに限る。）に対する改正法の施行の日以後におけるこの条例の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第二項第一号	原子炉等規制法第四十三條の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認（以下「原子力規制委員会の確認」という。）を受けた	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三条の規定による改正前の原子炉等規制法第四十三條の三の十一第一項の規定により原子力規制委員会が行う検査（以下「使用前検査」という。）に合格した
第五条第二項第二号	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した
第五条第二項第三号	原子力規制委員会の確認を受け、	使用前検査に合格し、
	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した

提案理由

原子力発電所の立地に伴う安全・防災対策に係る財政需要があるため、核燃料税を課税する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十九年六月十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「においては」を「には」に改め、「とする」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の納期限」の下に「（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限）」を加え、同条第五項中「納付」を「納付し、」に改める。

第六十八条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他省令で定める事項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十二項中「第七項」を「第八項」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「住所、」を「住所及び」に改め、同項第五号中「受くべき」を「受けるべき」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項後段」を「第七項後段」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「住所、」を「住所及び」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「に

よつてあん分して」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者(次項において「区分所有者」という。)が同法第三条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第六十九条の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第六十九条之二 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供す

る家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十八条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改める。

第七十八条の二第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改める。

第七十八条の三第二項中「本条」を「この条」に改め、同条第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改め、同条第五項中「第七十八条の二第五項」を「前条第五項」に改める。

第七十八条の四第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第七十八条の二第五項」に改める。

第七十八条の五第四項、第七十八条の六第四項及び第七十八条の七第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改める。

第百九十条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が平成三十二年度基準エネルギー消費効率（同号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が一・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号ロ(2)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)中「（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第二号中「（法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号イ(1)中「（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この

条において同じ。』を削り、同号イ(2)中「(法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量重基準をいう。以下この条において同じ。』を削り、同条第四項から第七項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)を次のように改める。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十四条の二第三項中「があつた場合においては、その延長された納期限とする」及び「があつた場合には、その延長された納期限とする」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十八条第一項から第五項までの改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定並びに第七十八条の三第五項及び第七十八条の四第五項の改正規定並びに附則第十四条の二第三項の改正規定並びに附則第五項の規定 公布の日

二 第一百九十条第一項の改正規定 平成三十一年一月一日

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の第六十八条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）のこの条例の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された改正前の第六十八条第四項の一棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等のこの条例の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の第六十九条の二の規定は、平成二十九年四月一日以後の家屋の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の附則第十二条の二の二の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課

すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「納付」を「納付し」に改める。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の特例措置の見直し及び不動産取得税の課税標準の特例措置の整備等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部
を改正する条例について

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成二十九年六月十三日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条
例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例及び原子力発電施設等立地地域に
おける県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」
に改める。

一 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例（昭和六十一年石川県条例第
五十一号）第二条

二 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例（平成十五年石川県条例
第十一号）第二条

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年石川県条例第三十
六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「情報
通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同項第一号中「当該設備」を「当該特
別償却設備」に改め、同項第三号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め
る。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十七年石川県条例第三
十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四
号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の

議案第四号 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について

九第八項第五号」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条並びに第二条の規定による改正後の過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（以下「新過疎条例」という。）第一条及び第二条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- 2 新過疎条例第二条第一項の規定は、平成二十九年四月一日以後に農林水産物等販売業の用に供する設備を新設し、又は増設する者について適用し、同日前に情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

提案理由

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

損害賠償額の決定について

平成29年3月30日発生の事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 5,888円
- 3 賠償責任発生の事実

平成29年3月30日午後2時20分頃、金沢市天池町参字96番地の石川県消防防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場である運動場において、同ヘリコプターが着陸しようとした際の風圧により [REDACTED] 所有のテントを転倒させ、損害を与えたもの

議案第6号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 金沢外環状道路 海側幹線Ⅳ期 地方道改築工事（浅野川橋梁 山側A1ーP5上部工）

2 契約金額 626,400,000円

3 契約の相手方

東京都中央区晴海二丁目5番24号

株式会社 ピーエス三菱

取締役社長 藤井敏道

上記代理人 金沢市広岡一丁目5番23号

株式会社 ピーエス三菱金沢営業所

所長 小林和弘

議案第六号 請負契約の締結について（金沢外環状道路 海側幹線Ⅳ期 地方道改築工事（浅野川橋梁 山側A-1P五上部工））

議案第7号

委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託事業の名称 一般県道向栗崎安江町線乙丸跨線橋橋りよう補修工事

2 契約金額 536,269,000円

3 契約の相手方

金沢市広岡三丁目3番77号 J R 金沢駅西第一NKビル

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員金沢支社長 児 島 邦 昌

議案第七号 委託契約の締結について（一般県道向栗崎安江町線乙丸跨線橋橋りよう補修工事）

議案第8号

損害賠償額の決定について

平成28年12月27日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 ■■■■■■
- 2 賠償額 294,000円
- 3 賠償責任発生の事実

平成28年12月27日午前11時頃、一般国道360号中、小松市中ノ峠町地内において、道路上の落石に■■■■■の運転する■■■■■所有の普通乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

議案第9号

損害賠償額の決定について

平成29年2月19日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 380,452円
- 3 賠償責任発生の事実
平成29年2月19日午後10時頃、主要地方道小松山中線中、加賀市別所町地内において、道路法面からの落石が [REDACTED] の運転する [REDACTED] 所有

の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

議案第10号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 工事の名称 寺井警察署庁舎建設工事（建築）
- 2 契約金額 710,640,000円
- 3 契約の相手方
中東・船山建設・大同建設特定建設工事共同企業体
代表者 能美市岩内町ヤ1番地9
株式会社 中東
代表取締役 小坂勇治
構成員 能美市大成町一丁目53番地1
船山建設株式会社
代表取締役社長 船山修
構成員 能美市寺井町た48番地
大同建設株式会社
代表取締役 高田典英

議案第十号 請負契約の締結について（寺井警察署庁舎建設工事（建築））

報告第1号

平成28年度石川県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第16号

平成28年度石川県一般会計補正予算（第5号）

平成28年度の石川県一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,280,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ596,564,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成28年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成28年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

△印 減

歳 入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1 県	税		145,285,000	2,230,473	147,515,473
	1 県	民 税	47,118,900	180,000	47,298,900
	2 事	業 税	33,093,000	1,630,000	34,723,000
	3 地	方 消 費 税	30,992,000	78,473	31,070,473
	4 不 動 産 取 得 税		2,632,000	100,000	2,732,000
	5 県 た ば こ 税		1,323,000	27,000	1,350,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		521,000	42,000	563,000
	7 自 動 車 取 得 税		1,420,000	120,000	1,540,000
	8 軽 油 引 取 税		10,065,000	40,000	10,105,000
	9 自 動 車 税		17,340,000	13,000	17,353,000
3 地	方 讓 与 税		18,633,972	176,060	18,810,032
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税		1,950,000	161,402	2,111,402

	3 石油ガス譲与税	120,000	5,833	125,833
	4 航空機燃料譲与税	5,000	8,825	13,825
5 地方交付税		128,322,894	935,973	129,258,867
	1 地方交付税	128,322,894	935,973	129,258,867
6 交通安全対策特別交付金		296,000	34,331	330,331
	1 交通安全対策特別交付金	296,000	34,331	330,331
11 寄附金		28,148	283,538	311,686
	1 寄附金	28,148	283,538	311,686
12 繰入金		5,639,325 △	380,000	5,259,325
	2 基金繰入金	3,852,676 △	380,000	3,472,676
14 諸収入		89,149,981 △	375	89,149,606
	1 延滞金、加算金及び過料等	216,030 △	3,376	212,654
	6 雑入	11,254,953	3,001	11,257,954
15 県債		80,442,000	—	80,442,000
	1 県債	80,442,000	—	80,442,000

報告第一号 平成二十八年石川県一般会計補正予算(第五号)の専決処分の報告について

款	入	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	計	593,284,039	3,280,000	596,564,039

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総	費	76,351,510	3,280,000	79,631,510
	1 総務管理費	11,352,567	3,280,000	14,632,567
歳	出	593,284,039	3,280,000	596,564,039

報告第一号 平成二十八年石川県一般会計補正予算(第五号)の専決処分の報告について

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
都市計画整備費	49,000			51,000		
公園整備費	1,103,000			1,074,000		
全日制高等学校管理費	300,000			299,000		
財産管理費	83,000			76,000		
国直轄空港事業費負担金	14,000			16,000		
交通対策費	4,640,000			4,780,000		
商工振興費	98,000			97,000		
計	80,442,000			80,442,000		

報告第2号

石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第十五号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十九年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第一号中「においては」を「には」に改め、同号イ中「受けた場合」の下に「（第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 法第七十二条の二十五第三項の規定による知事の承認を受けた場合 当該法人の当該各事業年度終了の日から三月以内（次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内）

(1) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法第七十二条の二十五第三項に規定する定款等（以下この項において「定款等」という。）の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

(2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する三月を超える月数の期間内

第六十条第一項第一号ハ中「受けた場合」の下に「（第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。）」を加え、同号ニを次のように改める。

ニ 法第七十二条の二十五第五項の規定による知事の承認を受けた場合 当該法人の当該各事業年度終了の日から四月以内（次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内）

(1) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されな

い常況にあると認められる場合 (2)に掲げる場合を除く。) 当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内

- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する四月を超える月数の期間内

第六十条第一項第二号中「規定する法人」の下に「(法第七十二条の二十七の規定の適用を受ける法人を除く。)」を加え、同項第三号イ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ロ中「以内」の下に「(次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内)」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合 (2)に掲げる場合を除く。) 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する三月を超える月数の期間内

第六十条第一項第三号ハ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ニ中「以内」の下に「(次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内)」を加え、同号ニに次のように加える。

- (1) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合 (2)に掲げる場合を除く。) 当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に

当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する四月を超える月数の期間内

第六十条第一項第四号イ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ロ中「以内」の下に「次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内)」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(2)に掲げる場合を除く。 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する三月を超える月数の期間内

第六十条第一項第四号ハ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ニ中「以内」の下に「次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内)」を加え、同号ニに次のように加える。

- (1) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(2)に掲げる場合を除く。 当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する四月を超える月数の期間内

附則第五条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「期間」を「期間。第四項において「予定期間」という。」に改め、同条第四項中「第二項に規定する期間内に同条第二項第十二号」を「予

定期間内に同項第十二号」に改め、同条第八項中「附則第三十四条の二第十一項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条中同項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「期間」を「予定期間」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたときは、第二項、第四項及び次項から第九項までの規定の適用については、第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該令で定める日までの期間とする。

附則第十二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の第四項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前三項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前各項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の二の二第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前各項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号イを削り、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第一号ロ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ロを同号イとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第一号ハ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第二号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・

五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前三項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第一号ハ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の二を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第一号ニ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ニを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が

平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前各項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三條及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三條又は前条に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た

数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項中「(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車(法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。以下この条において同じ。))に該当するものを除く。以下この条において同じ。)」を削り、同号イ及びロを削り、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第一号ハ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハを同号イとし、同号二(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の二を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第一号ニ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ニを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準（法附則第十二条の二第二項第六号ハ(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準（法附則第十二条の二第二項第六号ハ(ii)に規定する平成二十一年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三條及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三條又は前条に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二に第一項として次の一項を加える。

ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十二条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十二条又は前条に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- 二 エネルギー消費効率が（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率

をいう。以下この条において同じ。) が平成二十七年基準エネルギー消費効率(同号ロ②)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。) に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

第十二条の二の四 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第百十六条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第十二条の二の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等(以下この項において「国土交通大臣の認定等」という。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第二百二十九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定(第三十五条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第二百二十九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十二条の四第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の表第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第二百五条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第六条第一項(同法第七条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)第五条第七項において準用する場合を含む。)

二 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第十条第一項

三 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)第七条第一項(同法第八条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五条第七項において準用する場合を含む。)

む。)

附則第十三条第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項第二号中「この号」の下に「及び第三項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第三項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「次項において同じ。）」が「以下この条において同じ。）」が「に、「基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に、「次項において同じ。）」であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」を「第三項及び第四項において同じ。）」に、「において同じ。）」の「を「から第四項までにおいて同じ。）」の「に改め、同項第五号中「除く」の下に「。第三項第五号において同じ」を加え、「道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第五条の二第七項に規定するもの」を「平成二十一年軽油軽中量車基準（法附則第十二条の三第三項第五号に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。第三項第五号において同じ。）」に改め、同条第二項中「基準エネルギー消費効率」の下に「（法附則第十二条の三第三項第四号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年分自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年分自動車税に限り、第一項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（法附則第十二条の三第三項第二号に規定する排出ガス保安基準をいう。第五号において同じ。）」で省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度（法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。）」の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成二十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

4 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年分自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第十四条の二 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第百二十八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第十二条の四第一項に規定する国土交通大臣の認定等（以下この項において「国土交通大臣の認定等」という。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第三十五条及び第百四十条の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする」とあるのは「附則第十四条の二第一項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 新条例附則第七条第六項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日がこ

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

（事業税に関する経過措置）

3 新条例第六十条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例附則第十二条第一項、第十二条の二の二及び第十二条の二の四の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを第百十六条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百二十九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定（第三十五条の規定を除く。）を適用する。

6 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

7 附則第五項の規定の適用がある場合における第二十八条第五項の規定の適用については、同項中「当該」とあるのは「その」と、「更正又は決定通知書において納付若しくは納入すべきこととされる日までの期間又はその日」とあるのは「法第二百三十条第一項の納期限」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

8 新条例附則第十二条の四第四項から第六項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

9 新条例附則第十三条第一項、第十四条及び第十四条の二の規定は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

10 知事は、納付すべき自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを第百二十八条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者

以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第三十五条及び第四百四十条の規定を除く。）を適用する。

11 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

12 石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年石川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち石川県税条例附則第十二条の二の二及び第十二条の二の三を削る改正規定中「及び第十二条の二の三」を「から第十二条の二の四まで」に改める。

第二条中石川県税条例附則第十四条の改正規定の次に次のように加える。

附則第十四条の二を削る。

する 所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたとともに、同人に対し45日間、同乗の に対し21日間、 に対し25日間、 に対し27日間の通院加療を要する被害を与えたもの

報告第8号

平成28年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成28年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成28年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財 源	左 の 財 源			内 財 源 訳	
						未 収 入 金	特 定 財 源		そ の 他	一 般 財 源
							国 支 出 金	地 方 債		
2 総務費			855,608,000	855,608,000		593,600,000	262,000,000			8,000
	5 防災救助費		855,608,000	855,608,000		593,600,000	262,000,000			8,000
			防災行政無線整備費	262,008,000	262,008,000			262,000,000		
3 企画 民 文 化 費		原子力防災対策費	593,600,000	593,600,000		593,600,000				
			3,359,868,000	1,826,709,997		31,650,000	1,550,000,000	75,377,934	169,682,063	
	1 企画振興費	北陸新幹線建設費	3,296,568,000	1,763,409,997			1,519,000,000	75,377,934	169,032,063	
			3,296,568,000	1,763,409,997			1,519,000,000	75,377,934	169,032,063	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳			一般財源
						収入 財源	未収入 財源		
							国 支 出 金	地方 債	
2	県民文化費		63,300,000	63,300,000		31,650,000	31,000,000		650,000
		白山ろく民俗資料館 整備費	63,300,000	63,300,000		31,650,000	31,000,000		650,000
4	健康福祉費		1,194,358,000	1,173,913,000	456,747,000	477,376,000			239,790,000
		1 高齢者 福祉費	389,210,000	389,210,000	389,210,000				
2	子育て 福祉費	介護サービス 整備事業費	389,210,000	389,210,000	389,210,000				
			287,340,000	287,340,000	67,537,000	145,668,000			74,135,000
3	障害福祉費	保育環境整備事業費	277,001,000	277,001,000	67,537,000	140,500,000			68,964,000
		児童生活指導セン ター管理運営等費	800,000	800,000		399,000			401,000
5	環境費	児童相談所 管理運営等費	9,539,000	9,539,000		4,769,000			4,770,000
		障害者支援施設等 整備費	517,808,000	497,363,000		331,708,000			165,655,000
1	環境費		103,745,000	103,745,000		83,599,000			20,146,000
		海岸漂着物地域対策 推進事業費	103,745,000	103,745,000		83,599,000			20,146,000

6	商工労働費		247,000,000	245,885,440		148,500,000	97,000,000		385,440
	1	商工費	247,000,000	245,885,440		148,500,000	97,000,000		385,440
		山中漆器産業技術センター整備費	197,000,000	195,885,440		98,500,000	97,000,000		385,440
		ものづくり支援機能強化事業費	50,000,000	50,000,000		50,000,000			
7	観光費		700,000,000	700,000,000		309,500,000	369,000,000		21,500,000
	1	観光戦略推進費	700,000,000	700,000,000		309,500,000	369,000,000		21,500,000
		観光交流施設整備費	700,000,000	700,000,000		309,500,000	369,000,000		21,500,000
8	農水産業費		12,012,178,000	11,397,430,307	181,692,422	7,647,642,159	2,171,000,000	1,003,190,962	393,904,764
	1	農業費	1,903,285,000	1,900,805,000		1,803,630,000	67,000,000		30,175,000
		いしかわ耕稼塾費	135,500,000	135,500,000		67,750,000	67,000,000		750,000
		参入企業生産拠点施設整備支援事業費	981,636,000	981,636,000		981,636,000			
		ものづくり産業との連携による農業活性化推進事業費	20,000,000	20,000,000		10,000,000			10,000,000
		いしかわの農林水産物魅力発信事業費	38,850,000	38,850,000		19,425,000			19,425,000
		県産農産物流通対策	419,196,000	419,196,000		419,196,000			
		水田営農体立確	265,063,000	265,063,000		265,063,000			

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳				一般財源	
						収入 財源	未収入 財源				その他
							国 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源		
		産地収益強化農業 施設等整備事業費	43,040,000	40,560,000		40,560,000					
	2	畜産業費	121,385,000	119,189,000		98,856,000	13,000,000			7,333,000	
		能登牛1000頭生産 体制整備事業費	63,399,000	61,203,000		40,870,000	13,000,000			7,333,000	
		家畜生産対策事業費	57,986,000	57,986,000		57,986,000					
	3	農地費	6,814,626,000	6,262,165,764	681,780	3,392,533,160	1,755,000,000	985,444,090		128,506,734	
		県営ほ場整備事業費	3,608,081,000	3,283,977,044		1,799,092,900	902,000,000	499,691,000		83,193,144	
		広域営農団地 農道整備事業費	476,837,000	436,237,000		212,618,500	148,000,000	63,785,550		11,832,950	
		農村総合整備事業費	81,875,000	81,875,000		75,350,000				6,525,000	
		県営かんがい 排水事業費	43,988,000	43,988,000		21,994,000	10,000,000	10,997,000		997,000	
		基幹水利施設予防 保全対策事業費	637,178,000	637,178,000		330,439,000	159,000,000	147,444,500		294,500	
		国営造成揚水施設等 管理事業費	22,924,000	22,923,560	362,100	9,024,360		3,377,600		10,159,500	
		ふるさと農業 整備事業費	2,618,000	2,618,000			2,000,000	261,800		356,200	
		地籍調査費	18,033,000	18,033,000		12,022,000				6,011,000	
		老朽ため池 整備事業費	727,338,000	724,430,000	319,680	396,790,900	208,000,000	115,110,400		4,209,020	

	用排水施設整備費	800,006,000	714,056,000		378,780,100	203,000,000	129,205,480	3,070,420
	地すべり対策事業費	136,922,000	136,922,000		68,461,000	68,000,000		461,000
	農業用施設石綿対策特別事業費	61,526,000	61,526,000		33,839,300	21,000,000	6,152,600	534,100
	県営震災対策農業施設整備事業費	120,000,000	21,102,160		11,606,100	7,000,000	1,688,160	807,900
	農業用河川工作物応急対策事業費	77,300,000	77,300,000		42,515,000	27,000,000	7,730,000	55,000
4	林業費	2,404,715,000	2,358,340,543	152,688,742	1,777,042,999	191,000,000	17,746,872	219,861,930
	造林事業費	929,222,000	912,039,459		647,784,999	85,000,000		179,254,460
	いしかわ森林環境基金事業費	256,558,000	243,139,742	152,688,742	90,451,000			
	森林整備・林業活性化事業費	861,506,000	861,506,000		861,506,000			
	ものづくり産業との連携による林業収益力向上対策事業費	50,000,000	50,000,000		25,000,000			25,000,000
	林道開設事業費	11,584,000	11,584,000		8,210,000			3,374,000
	県営林道開設事業費	120,713,000	119,312,480		59,157,000	38,000,000	17,746,872	4,408,608
	林道保全事業費	12,228,000	12,228,000		10,090,000			2,138,000
	山地治山事業費	162,904,000	148,530,862		74,844,000	68,000,000		5,686,862
5	水産業費	768,167,000	756,930,000	28,321,900	575,580,000	145,000,000		8,028,100

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源				一般財源	
					既 特定 財源	未 収入 国 支 出 金	内 財 源			一 般 財 源
							特 定 財 源	そ の 他		
		大型魚礁設置事業費	25,000,000	25,000,000		12,500,000	12,000,000		500,000	
		広域型増殖事業費	55,000,000	48,600,000	487,300	24,300,000	22,000,000		1,812,700	
		漁業経営改善費	375,000,000	375,000,000		375,000,000				
		漁港修築費	24,874,000	24,874,000		15,916,000	8,000,000		958,000	
		漁港改修費	141,000,000	140,000,000	18,500,000	70,000,000	51,000,000		500,000	
		漁港局部改良費	94,346,000	94,346,000	9,334,600	46,673,000	37,000,000		1,338,400	
		漁港機能保全費	44,529,000	41,130,000		25,170,000	14,000,000		1,960,000	
		漁港海岸整備費	3,918,000	3,918,000		1,959,000	1,000,000		959,000	
		市町漁港整備費	4,500,000	4,062,000		4,062,000				
9 土木費			27,175,861,000	21,247,355,053	102,842,258	5,943,195,441	9,000,000,000	2,106,011,710	4,095,305,644	
	2 道橋りょう費		13,758,783,000	10,764,818,436	58,473,750	2,775,994,847	4,613,000,000	1,314,508,150	2,002,841,689	
		国道改築費	1,765,000,000	1,475,000,000		371,847,471	680,000,000		423,152,529	
		地方道改築費	6,280,000,000	4,899,330,000		1,260,319,566	2,226,000,000		1,413,010,434	
		橋りょう補修費	313,284,000	272,744,747		125,735,137	136,000,000		11,009,610	

道路災害防除費	353,943,000	293,736,033		153,026,288	138,000,000		2,709,745
交通安全施設費	147,918,000	120,288,706		65,219,852	51,000,000		4,068,854
雪寒地域道路事業費	88,742,000	74,189,919		44,513,952	29,000,000		675,967
舗装補修費	49,923,000	49,923,000		27,457,650	22,000,000		465,350
建設機械整備費	70,000,000	70,000,000		46,666,000	23,000,000		334,000
道路施設長寿命化対策事業費	1,506,273,000	1,216,725,431		609,208,931	523,000,000		84,516,500
いしかわ広域交通幹線整備事業費	417,000,000	258,000,000	25,488,378		227,000,000		5,511,622
観光石川周遊回廊整備事業費	25,000,000	4,500,000	437,040		3,000,000		1,062,960
安全・安心道路整備事業費	10,000,000	8,500,000	837,000		6,000,000		1,663,000
県単道路改良費	296,000,000	223,940,000	31,711,332		172,000,000	1,508,150	18,720,518
県水送水管耐震化事業費	1,917,000,000	1,313,000,000				1,313,000,000	
のと里山海策道費	4,000,000	3,500,000			3,000,000		500,000
道路環境改善事業費	34,950,000	14,689,000			12,000,000		2,689,000
サイクリングルート整備事業費	144,000,000	144,000,000		72,000,000	72,000,000		
のと里山海策道の安全費	335,750,000	322,751,600			290,000,000		32,751,600

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳				一般財源
						未 収 入	定 財 源		其 他	
							国 支 出 金	地 方 債		
	3	河川海岸費	9,232,730,000	7,410,336,969	17,026,040	2,126,486,691	3,394,000,000	334,359,451	1,538,464,787	
		広域河川改修費	4,850,290,000	3,768,185,980		941,485,171	1,787,000,000		1,039,700,809	
		河川環境整備費	20,000,000	18,884,400		9,442,200	9,000,000		442,200	
		情報基盤緊急整備事業費	432,000,000	388,198,360		194,099,180	191,000,000		3,099,180	
		都市基盤河川改修費	90,000,000	81,906,000			78,000,000		3,906,000	
		県単河川改良費	18,000,000	16,729,840			16,000,000		729,840	
		河川改良受託事業費	252,000,000	238,382,000				238,382,000		
		堰堤改良費	240,000,000	214,019,840		60,088,632	83,000,000	67,804,699	3,126,509	
		県単河川防災費	11,700,000	7,058,680			7,000,000		58,680	
		通常砂防事業費	1,788,236,000	1,491,707,410		371,911,352	665,000,000		454,796,058	
		地すべり対策事業費	325,212,000	227,916,600		113,848,300	110,000,000		4,068,300	
		急傾斜地崩壊対策事業費	802,392,000	616,144,739	17,026,040	284,645,976	262,000,000	28,172,752	24,299,971	
		県単土石業流費	46,900,000	38,721,360			38,000,000		721,360	
		海岸侵食対策費	356,000,000	302,481,760		150,965,880	148,000,000		3,515,880	

4 港湾費	金沢港埋立地整備事業費	581,464,000	503,318,720	975,600	102,929,000	268,000,000	71,137,250	60,276,870
	七尾港埋立地整備事業費	143,397,000	131,051,000			97,000,000		34,051,000
	金沢港機械整備事業費	17,000,000	12,835,000			9,000,000		3,835,000
	金沢港大水深岸壁整備促進費	18,000,000	18,000,000				7,200,000	10,800,000
	港湾補修費	14,110,000	14,110,000		3,933,000	6,000,000	3,059,000	1,118,000
	港湾環境整備費	133,293,000	113,140,720	975,600	37,713,000	58,000,000	15,995,250	456,870
	港湾海岸高潮対策費	215,664,000	181,382,000		44,883,000	82,000,000	44,883,000	9,616,000
		40,000,000	32,800,000		16,400,000	16,000,000		400,000
	5 都市計画費	3,602,884,000	2,568,880,928	26,366,868	937,784,903	725,000,000	386,006,859	493,722,298
	土地区画整理事業費	536,558,000	400,355,200		219,443,060		89,772,570	91,139,570
	街路事業費	1,821,392,000	1,317,381,804	24,528,836	343,513,973	292,000,000	289,207,565	368,131,430
	県単街路事業費	40,106,000	29,363,896	54,000		20,000,000	7,026,724	2,283,172
	能登歴史公園整備費	17,966,000	10,651,828		4,991,670	5,000,000		660,158
	白山ろくろパーク整備費	284,800,000	218,168,768		109,082,000	108,000,000		1,086,768
金沢城公園整備費	244,148,000	195,159,160		68,079,580	105,000,000		22,079,580	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳			一般財源
						未 収 入 金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	
		公園施設安全安心 対策	620,000,000	385,349,240		192,674,620	187,000,000		5,674,620
		県単公園事業費	37,914,000	12,451,032	1,784,032		8,000,000		2,667,000
11	教育費		687,236,000	687,235,000		317,500,000	353,000,000		16,735,000
	3	高等学校費	27,083,000	27,082,000			20,000,000		7,082,000
	4	特別支援 学校費	21,621,000	21,621,000			16,000,000		5,621,000
	5	社会教育費	3,532,000	3,532,000					3,532,000
		有形文化財 保存費	1,282,000	1,282,000					1,282,000
		史跡名勝天然記念物 保存費	2,250,000	2,250,000					2,250,000
	6	保健体育費	635,000,000	635,000,000		317,500,000	317,000,000		500,000
		体育施設整備費	635,000,000	635,000,000		317,500,000	317,000,000		500,000
12	災害復旧費		64,392,000	58,400,480		53,970,508	4,000,000		429,972
	1	農林水産業 施設災害 復旧費	44,819,000	41,838,000		41,628,000			210,000

		28年災害	28年発生林道 災害復旧費	44,819,000	41,838,000		41,628,000		210,000	
	2	土木施設 災害復旧費		19,573,000	16,562,480		12,342,508	4,000,000	219,972	
		28年発生土木施設 災害復旧費		19,573,000	16,562,480		12,342,508	4,000,000	219,972	
合		計		46,400,246,000	38,296,282,277	741,281,680	15,606,533,108	13,806,000,000	3,184,580,606	4,957,886,883

報告第9号

平成28年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成28年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成28年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行 為 額	左 の 内 訳		支出負担 行 予 定 額	翌年度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			明 説
				支出済額	支 出 未 済 額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
8 農 水 産 業 費			1,498,992,000	1,157,179,000	341,813,000		341,813,000	45,473,250	285,267,050	11,072,700	
	3	農 地 費	980,000,000	676,845,000	303,155,000		303,155,000	45,473,250	246,609,050	11,072,700	
		広域営農団地 農道整備事業費	980,000,000	676,845,000	303,155,000		303,155,000	45,473,250	246,609,050	11,072,700	トンネルに 変形が発生 し、工事の 施工に不測 の日数を要 したため
	4	林 業 費	518,992,000	480,334,000	38,658,000		38,658,000		38,658,000		
		森林整備・林業 活性化事業費	518,992,000	480,334,000	38,658,000		38,658,000		38,658,000		関係機関との調整により 工事の施工に不測の 日数を要したため
合 計			1,498,992,000	1,157,179,000	341,813,000		341,813,000	45,473,250	285,267,050	11,072,700	

報告第10号

平成28年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成28年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成28年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の収入財源の内訳			一般会計 から繰入
						未 国 支出 金	特定 収入 財源		
							地方債	その他	
1 流域下水道 事業費	1 建設費		406,501,000	406,498,171		238,363,314	85,000,000	83,134,857	
		梯 建	31,846,000	31,844,710		14,614,340	9,000,000	8,230,370	
		大 聖 寺 川 建	280,141,000	280,141,000		172,874,000	54,000,000	53,267,000	
		犀 川 建	94,514,000	94,512,461		50,874,974	22,000,000	21,637,487	
合	計		406,501,000	406,498,171		238,363,314	85,000,000	83,134,857	

報告第11号

平成28年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成28年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成28年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源			内訳		一般会計 から繰入	
					既 特定 収入源	未 国支出金	財 入 地方債	財 定 価	財 源		
									そ の 他		円
1 港湾 整備 事業 費			527,000,000	295,000,000			295,000,000				
	2 整備 費		527,000,000	295,000,000			295,000,000				
合		計	527,000,000	295,000,000			295,000,000				

報告第12号

平成28年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成28年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成28年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する購入限度額	説明
						企業債	損留保勘定資金			
1	建設改良費	送水施設建設改良事業費	8,173,838,000	6,860,835,996	1,313,000,000	1,313,000,000		2,004		
			5,061,947,000	3,748,946,469	1,313,000,000	1,313,000,000		531		
			4,040,000,000	2,727,000,000	1,313,000,000	1,313,000,000				関係機関との調整に不測の日数を要したため

